

参考 5類変更後の療養期間の考え方について

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について」(令和5年4月14日事務連絡)を要約

【前提】新型コロナウイルス感染症の他人に感染させるリスク※

- ・発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出(個人差あり)
- ・発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少
→ 特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高い
- ・排出ウイルス量は症状が軽快するとともに減少するが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出

※…第120回厚生労働省アドバイザリーボード(令和5年4月5日)に提出された国立感染症研究所のデータをもとにした厚生労働省「感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A」より

外出を控えるかどうかは、**個人の判断**に委ねられる。その際、以下の情報を参考にする。

発症後5日間※かつ**症状軽快後24時間**経過するまでの間は**外出を控える**ことを推奨

※…発症した日を0日とする。

(注) 学校の出席停止期間の基準については、上記期間と同内容となる見込み(現在、文部科学省が学校保健安全法施行規則の改正作業中)

発症後10日間が経過するまでは、**マスクを着用**し、**高齢者等のハイリスク者との接触は控える**ことを推奨

同居の家族等が感染した場合には、**自身の体調などに注意**

(お世話は限られた方で行うなど注意。特に5日間は、自身の体調に注意し、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控える等の配慮を。)

なお、国・県は、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがある。